

<祈りのために>

「キリストは死者の中から復活した、と宣べ伝えられているのに、あなたがたの中のある者が、死者の復活などない、と言っているのはどういうわけですか。死者の復活がなければ、キリストも復活しなかったはずです。そして、キリストが復活しなかったのなら、わたしたちの宣教は無駄であるし、あなたがたの信仰も無駄です。更に、わたしたちは神の偽証人とさえ見なされます。なぜなら、もし、本当に死者が復活しないなら、復活しなかったはずのキリストを神が復活させたと言って、神に反して証をしたことになるからです。死者が復活しないのなら、キリストも復活しなかったはずです。そして、キリストが復活しなかったのなら、あなたがたの信仰はむなしく、あなたがたは今もお罪の中にあることになります。そうだとすると、キリストを信じて眠りについた人も滅んでしまったわけです。この世の生活でキリストに望みをかけているだけだとすれば、わたしたちはすべての人の中で最も惨めな者です。しかし、実際、キリストは死者の中から復活し、眠りについた人たちの初穂となられました。死が一人の人によって来たのだから、死者の復活も一人の人によって来るのです。つまり、アダムによってすべての人が死ぬことになったように、キリストによってすべての人が生かされることになるのです。 (コリントの信徒への手紙一 15章 12-22節)

コリントの教会には、死者の復活などないと言ってキリストの復活を否定する人々がいたようです。彼らが、「復活はもう起こった」(テモテ二 2:18)と考えて、死人の復活の二つの面である「からだの復活」という身体的性格と「終わりの日の復活」という終末的性格を否定していることをパウロは問題視しました。キリストの復活は終わりの日における死人の復活の始まりであり、神の支配をもたらすために選ばれた人に起こる神のみ業です。「死人の復活とその根拠であるキリストの復活を否定するなら、わたしたちの宣教は無駄で、あなたがたの信仰も無駄となり、神の偽証人と見なされ、今なお罪の中にあることになる」と、ドミノ倒しのようにキリスト教の信仰が崩壊するのです。復活は、キリスト者にとって信仰の土台であり、福音の中心であり、希望の源泉です。ギリシャ人であるコリントの人々は「人間は肉体と霊魂から成り、死ぬと霊魂が肉体から解放されて天に昇る」と考えていました。この考えでは、霊魂は尊いが肉体は卑しいので、からだの復活は必要なく、あってはならないこととなります。しかしキリストは体をもって復活され、死人も体をもって霊と共に復活するのです。私たちが使徒信条の中で、体の復活を信ずると告白します。実際キリストは眠りについた者の初穂として復活されたのです。初穂とは、アダムという一人の人から罪が世に入って、人は死なねばならなくなったように、キリストという一人の人によって救いが世に来て、人は生きる(=復活する)道が拓かれたとことを表しています。この信仰に立つなら何も恐れるものはありません。死さえも、復活という勝利に飲み込まれてしまったからです。私たちは、死人の復活がいかに強力な驚天動地の事実であるかを再認識しなければなりません。キリストの復活は、死者の霊を慰め、魂を鎮めるといった日本古来の宗教や、お国のためとの大義によって戦死者を神格化する靖国神社、天皇を神の子孫とする神道とは比較にならない普遍的・恒久的な真理なのです。これまでも、これからも復活は、死の不安におののく全ての人々に対して、真の光であり続けるのです。

<祈り>

主よ、死を恐れ、絶望する人々がいます。死者を神格化し、慰霊と鎮魂に励む人々がいます。しかし、主イエスは確かに復活され、死人の復活の初穂となってくださいました。どうかキリスト者が、復活に揺るぎない信頼を置き、福音をたゆまず伝えることができますように 糸広国(函館相生教会牧師)

新シリーズ開始『その時に備えて 憲法問題 Q&A』を読む (23)

小塩海平 (東京告白教会 長老)

Q22 ある程度の軍備は必要ではありませんか？

A22 自衛隊や在日米軍など、ある程度の軍備については、抑止力になっているという評価が大勢です。また、自衛隊や、在日米軍関係の仕事に就いているキリスト者も多くいますが、そうした方たちも同じ思いでありましょう。まして侵略戦争を望む人はいないでしょう。

キリスト教会の平和論にも多様性がありますから、こうした現状に対する評価も分かれるところです。世界のほとんどの国が軍事力を保持し、日本の近隣でも軍事的緊張が高まることが多い昨今、この抑止力によって平和が保たれていることは否定できないでしょう。

また、現行憲法との整合性で最近問題になったのは、集団的自衛権です。安全保障の条約を結んでいるA国とB国のうち、A国をC国が攻撃した場合、B国は攻撃されていなくても、A国と一緒に、つまり集団でC国に武力行使できる権利です。日本は、憲法第九条があるので、集団的自衛権は認められないとされてきましたが、安倍首相は、紛争国から逃げおじいさんやおばあさんを守れない等々の説明をして、その解釈を変えてしまいました。これも一義的には、平和を守り、国民を守るためと説明されました。

その上で、軍備を持つ意味について、次のようなことを心に留めてよいと思われます。

まず、すべての戦争は平和のために行われることです。かつての日本も、自衛や平和を口実に戦争を始めました。今日でも、キリスト教国と呼ばれる国々の力の論理は破綻しています。旧態依然とした軍備依存にどれほどの意味があるか、考える必要があるでしょう。

もう一点、基本的に抑止力というのは、自国にとって脅威となる国に対するものですが、では自国の軍事力は何によって抑止されるのでしょうか。最近の憲法改正論議は、立憲主義を軽視する方向に進んでいることを記してきました。さらに自民党で憲法改正を訴えている人々の中には、「国民主権、基本的人権、平和主義、この三つが邪魔だ。これをなくしないと、自主憲法にはならない」。「北方領土、竹島、取り戻しましょう。尖閣、有人利用しましょう」(2012年5月、「創生『日本』」の研修会での発言)という人もいます。戦時中と意識の変わらない人々が、憲法の改正を語っているのです。

実際に為政者が軍事力を行使し始めれば、それを止めるのは簡単ではありません。世界各国の集団的自衛権の行使も、武力介入の口実がほとんどです。つまり歯止めが利かなくなるのです。

また、私たちキリスト者は、そのような状況に立ち至った場合、自分たちがどのように行動するか、イメージする必要があります。戦時下の教会は、政府に追従することこそ信仰の証としましたし、当時は軍備の保持は当たり前でしたから、戦闘機の献納までしました。

戦後の日本の教会は、そうした意識を変えることなく戦後の歩みを始めましたが、多くの教派・教団は、歴史を省みて戦争責任告白を言い表しました。その結実が問われます。

どのような平和論に立つにせよ、安全保障や抑止力についてどのような考えを持つにせよ、軍備について肯定的に考える場合は、こうした覚悟が求められることになります。

新Q22-1 Q とAがかみ合っていないようですが？

新A22-1 「軍備が必要か？」という問いに対応する答えは「(軍備について) 肯定的に考える場合は、～覚悟が求められる」という部分です。しかし、それがどういう覚悟なのかは明示されておりません。

新Q22-2 ではどう考えるべきでしょうか。

新A22-2 「剣をとるものはみな、剣で滅ぶ」(マタイ:26:52) という主の教えに従い、軍備という考え方そのものが戦争を招来することを確認すべきではないでしょうか。日本国憲法前文が高らかに謳っているように、私たちの安全と生存は、軍備によってではなく「平和を愛する諸

国民の公正と信義」に対する信頼によって実現するのであり、それゆえに憲法第九条が定めるように「正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。前項の目的を達成するため、陸海空軍その他の戦力はこれを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」のです。

新Q22-3 それで大丈夫でしょうか？

新A22-3 武力は暴走します。沖縄戦を見れば「軍隊が住民を守らない」ことは明らかです。武力の放棄こそ、諸国民の公正と信義に対する信頼にほかなりません。

「信教の自由・政教分離」地域での実情、課題と希望

大垣教会 堀江法夫

私は岐阜県養老町橋爪で生まれ、50年ほど前に大垣教会で受洗し現在にいたっています。ちょうど今年(2024年)2月12日近畿中会教会と国家に関する委員会「2・11学習会」でほぼ同様のテーマで発題する機会が与えられたこともあり、地域での信仰生活の課題と希望について記してみたいと思います。

みなさまは「美濃ミッション事件」をご存知でしょうか。美濃ミッション事件とは、大垣にある美濃ミッション教会の児童が1929年大垣市内の常盤神社参拝を拒否し、また1932年の伊勢神宮参拝を拒否したことに対し、教育界や大垣市民を巻き込んだ「美濃ミッション撲滅」のうねりとなった教会迫害事件のことです。このことは『神社参拝拒否事件記録』（1992年美濃ミッション発行）に記載されています。

この本の中で明らかにされているように、迫害の渦中にあつたとき、私たち日本キリスト教会の前身である、旧日本基督教会大垣教会の牧師や長老が当時の美濃大正新聞に、美濃ミッションの信仰を擁護するどころか切り捨てる投稿をしたのです。これによって美濃ミッションの人たちはさらに追い込まれていきました。

私たち大垣の地域では1970年ごろ大垣市内の超教派の6教会で信徒会が組織され主にある交流が始まりました。この交わりは50年を過ぎた今も続いています。その初めのころの信徒会で、受洗したばかりの私は、「超教派でヤスクニ問題の勉強をするべきだ」と発言しました。この時に他教会の初老の方が、私の目を見て、「あなたは美濃ミッションが神社参拝拒否で苦しんでいた時、あなたの教会の牧師は何を言ったのかを知っているのかね。」と言われたのです。私は全く知りませんでした。このことが私にとってヤスクニ問題を考える原体験となったのでした。

時は経って、2003年1月私たちの大垣教会総会で「美濃ミッションに謝罪する建議案」を決議し、翌2月9日に久米三千雄牧師と長老は石黒次夫牧師をたずね、謝罪をしました。この時に石黒牧師は私たちに対し、「これまで負ってきた罪責の重荷から解放されました。これからこの問題と一緒に取り組んでいきましょう」と言われました。

さて、私たちの村では年間5000円の神社費を集めています。約100軒の内、宗教的理由で神社費を納めていないのは私一人です。数年前まで村の代表者が伊勢神宮に参拝し、この人を迎えることで1年が始まっていました。今年もまずみんなで神社に参拝してから会合が始められました。これが地域の実態なのです。

しかし、困難な中で神さまは私を守って下さっていることを実感しています。私の家から1.5kmほどの山のふもとに市内のルーテル教会が設立した障害者福祉施設があります。職員も150人以上いる大きな施設です。私はこの施設で長く働いていました。私の近隣の方にはボランティアや施設を利用される方も多く、キリスト教への理解が得られています。私の家の隣には近くグループホームが建設されることになっています。

私は農業が好きで、3haほど耕作しています。農業の担い手が少なくなる中で近隣の方の農地で米を作り供給する関係になっています。米や野菜は地域で共に生きる生活の基本です。退職後、地域の農地を守るために住民に呼びかけ年間約1400万円の交付金を受けて活動して居ます。

信仰生活は難解な主張ではなく、今日を生きる生活の中で紡ぎ出されるように感じています。課題もありますが、神さまははるかに豊かな希望を備えてくださっています。

<靖国関連ニュース>

○「慰安婦」ソウル高裁判決は「国際法違反」か？ 世界は国家より人権中心の法秩序へ

2023年11月23日、韓国のソウル高裁は日本政府に対し、日本軍「慰安婦」被害者と遺族ら16人に賠償するよう命じた。賠償金額は1人あたり2億ウォン（約2300万円）だ。一次訴訟の一番は勝訴。二次訴訟の一番は敗訴、今回の二審で逆転勝訴となった。

日本政府は上告せず、12月9日、ソウル高裁判決は確定した。日本政府は国際慣習法上の「主権免除」を理由として「国際法違反」だと主張。上川陽子外務大臣は断じて受け入れないと発言した。

1月25日、日本軍「慰安婦」問題解決全国行動は、訴えた原告・被害者たちの思い、この判決の意義について、原告代理人弁護士メンバーを招き、衆議院第2議員会館で集会を開催。会場・オンライン合わせて200人が参加した。

そもそも「主権免除」とは主権国家は他国の裁判権に従うことを免除されるという国際慣習法上の規則だ。しかし「主権免除」には例外がある。

長らく戦後補償裁判に関わってきた山本晴太弁護士は「大まかには①商行為例外（制限免除主義）、②不法行為例外、③人権例外があるが、本判決は『法廷地国内でその国民に対して発生した不法行為に対しては、その行為が主権的行為であるか否かを問わずに国家免除を認めない内容の国際慣習法が現在存在する』として日本の主権免除を否定した」と説明する。

すなわち一次訴訟の一番判決（21年1月8日）の「人権例外」ではなく、今回の二次訴訟の二審判決は「不法行為例外」を採用して主権免除を否定しているのである。国際法は進化している！

なぜこうした判決が可能だったのか。日本政府の主張だけを伝える報道が多いため、韓国は国際法違反をしていると理解している人が多いかもしれない。しかし判決と李相姫弁護士らの報告を聞くと、その認識は覆されるだろう。

金詣知弁護士は国際法の観点から判決を振り返った。まず一審判決以降、ブラジル、ウクライナ、イギリスなどで「主権免除」を否定し人権を保障する判決が続出した。たとえば21年8月、ブラジル連邦最高裁判所は、第二次世界大戦中にドイツ潜水艦によるブラジル漁船撃沈事件で外国国家が人権を侵害して行なった不法行為は主権免除を適用されないと判断した。この判決には韓国一審判決が引用された。

22年4月、ウクライナ最高裁判所判決は、14年ロシア侵攻時の戦死者遺族がロシアを訴えた事件では

「ウクライナの主権を侵害する国の主権を免除する義務はない」とロシアの主権免除を否定した。

国際法はどんどん進化しているのだ。李弁護士は、訴訟が直面した挑戦は「被害者が人権の主体として認められるかであった。つまり被害者らの裁判請求権＝『基本権保障のための基本権』を守ること」だとし「今回の判決は国家法秩序が国家中心から人権中心に発展する過程で出されたものだ」とその意義を述べた。

また「2015年日韓合意」についてソウル高裁は、これは両国の政府間合意。本訴訟は被害者が直接日本国を相手に損害賠償を求めたという点で「日韓合意」は影響を及ぼさないとした。もとはといえば政治決着をしたことで、被害者らは最後の手段として訴訟を起こすことになったのだ。

権泰允弁護士からは、今後残された課題として、日本政府による履行と、韓国政府がそれに協力することが指摘された。

山本弁護士は、これはハードルが高いと認識を示しつつも「日本軍『慰安婦』訴訟は、『先進的な一審判決』『堅実な二審判決』と言える。主権免除を否定できるほど国際法が進化した今、被害者の救済の力になるだろう」。李弁護士も「今も生まれている戦争犯罪の被害者たちにとって希望の光になるのではないか」と語った。

日本政府が「国際法違反」だと本判決を無視し続けても、主権免除を否定して被害者の人権を保障する各国の実践が積み重ねられる中で、今回の判決の意義を受け止めることは、私たち市民にとって大変有意義ではないだろうか。（週刊金曜日 24.02.24）

○東京大空襲、朝鮮人犠牲者を追悼 79年を前に、120人が参列

東京大空襲から79年となるのを前に、犠牲となった朝鮮人の追悼会が2日、東京都慰霊堂（墨田区）で開かれた。2007年から開催しており、今年で18回目。約120人が参列し、日本の植民地だった故郷から遠く離れ、命を奪われた人々に祈りをささげた。

当時、東京の下町に住んでいた朴基碩さん（86）＝横浜市＝は、火の海の中を家族と必死に逃げ回った体験を振り返り、「泣き叫ぶ子どもと、母親の絶望的な悲鳴の光景が、今も目と耳に焼き付いて消え去りません」と語った。

朝鮮半島を取り巻く情勢が不安定なことに触れ「半島から、日本から、世界から戦争の火種は徹底的に消し止めなければならない」と訴えた。（共同通信 03.02）

831号ヤスクニ通信 2024年4月14日

発行 日本キリスト教会靖国神社問題特別委員会
発行人・編集・発行 小塩海平（東京告白教会）

<編集後記> 今月号から委員以外の方の寄稿を随時掲載することに致しました。本通信に対する意見を寄せて下さり、対話や議論ができることを願っています。K.K